

砺波市庁舎整備検討委員会設置要綱

令和 3 年 4 月 1 日
砺波市告示 9 4 号

(設置)

第 1 条 砺波市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）の整備に関する基本的な方針を検討するため、砺波市庁舎整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長にその結果を報告する。

- (1) 本庁舎の整備に関すること。
- (2) 本庁舎の位置に関すること。
- (3) 本庁舎の機能に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 専門的な知識、経験を有する者 2 人以内
- (2) 市内関係団体等から推薦を受けた者 1 2 人以内
- (3) 市民から公募した者 2 人以内

3 委員の任期は、1 年以内で市長が定めた期間とする。ただし、前条各号に掲げる事項について検討が終了したときは、その日をもって満了する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要に応じて、委員以外の者に対し出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画総務部財政課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。